# 実務委員会の紹介

* 構成

実務委員会は事務総長及び各会員自治体の首長が指名する局長級幹部によって構成され、 事務総長が議長の承認を得て毎年１回以上招集する

実務委員会の委員長は事務総長とし、総会を開催する自治体の副団体長が勤める。

実務委員会の委員長は総会で実務委員会の会議結果を報告するものとする。

個別プロジェクト等の円滑な推進の支援のため、総会の承認を得て実務委員会の補助機関として分野別に分科委員会を設置することができる。（1998年9月新設）

* 機能

憲章第11条は、実務委員会の機能として６ヶ項目を規定。

1. 事業計画および開発プロジェクト

2. 年次報告書および会計報告書の検討

3. 会員自治団体間の意見調整

4. 分科委員会(構成、機能、運営方法など)に対する事項の決定（1998年9月新設)

5. 総会で委任した事項の決定

6. その他必要であると認められる事項